

「助成制度デジタル化・高度化」の実証運行における佐野市生活路線バスの運賃設定に関する意見募集について

佐野市では公共交通の利便性向上を図るため、新モビリティサービス事業計画の策定に取り組んでいるところです。計画策定にあたり、今年度、「助成制度デジタル化・高度化」の実証運行を実施します。つきましては実証運行期間中に設定する運賃について道路運送法第9条第5項の規定により皆さんの意見を募集します。

1. 実証運行の概要

現在、佐野市民の70歳以上の方がバスやタクシー利用時に運賃助成を受けるには、紙の利用者証等により資格確認を行っていますが、利用者証発行には窓口での手続きが必要となる等、利用者等に負担が発生しています。今回の実証運行では、利用者等の負担軽減を図るため、マイナンバーカードを活用して資格確認等をデジタル化することについて検証を行います。

実証運行の実施に当たっては、市民モニターを100名程度募集します。実証運行期間中、市民モニターにはバスやタクシーの乗車時にマイナンバーカードを専用機器にかざしてもらうモニターとして、使い勝手等の意見を伺うアンケートに回答してもらいます。

※今回の意見募集はモニター参加の応募を受け付けるものではありません。市民モニターの募集については今後お知らせいたします。

2. 設定する運賃の内容

(1)対象路線と対象エリア

佐野市生活路線バスの路線バス及びデマンド交通を対象とします。

- ・路線バス・・・植下高萩線、犬伏線、運動公園循環線、田沼葛生線
- ・デマンド交通・・・葛生エリア、田沼エリア、足利線、赤見エリア、佐野南部エリア

(2)対象者

市民モニター（100名程度募集予定）

(3)適用運賃

無料

(4)適用方法

佐野市が実施する「助成制度デジタル化・高度化」の実証運行に参加する市民モニターから提示されたマイナンバーカードにより、利用者が市民モニターであることが確認できた場合、運賃は収受しないものとします。

(5)適用期間

令和7年度に実施する実証運行期間中に限ります。

(令和7年8月上旬から約2か月を予定)

3. 意見募集の周知場所・時間

ホームページで周知するほか、次の場所で周知しています。

(1) 周知場所

市政情報コーナー（佐野市役所2階）、田沼行政センター、葛生行政センター、
交通政策課（佐野市役所5階）、佐野市生活路線バス車内

(2) 周知時間

午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜日、祝日は除きます）

4. 運賃に関する意見の募集期間

令和7年5月20日（火曜日）から令和7年6月2日（月曜日）まで（必着）

5. 運賃に関する意見の提出方法

ホームページまたは周知場所にある専用の意見記入用紙に記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 直接持参：交通政策課

(2) 郵送：〒327-8501 佐野市高砂町1番地

(3) ファクス：0283-20-3035

(4) メール：koutu@city.sano.lg.jp

※電話による意見の受付はいたしません。

6. ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理したうえで、後日、意見の募集結果として市のホームページなどで公表します。なお、その際には、住所、氏名などの個人情報除き、ご意見の概要のみを公表します。また、個々のご意見に対しては直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7. お問い合わせ

佐野市役所交通政策課（電話：0283-85-7303）